

災害時協力協定書

旭川市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、旭川市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれのある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所

(2) 応急対策活動の内容

(3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作製し甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 25 年 5 月 29 日

甲 旭川市

旭川市長

西川 将人



乙 札幌市西区発寒 6 条 12 丁目 6 番 11 号

一般財団法人 北海道電気保安協会

理事長

大内 全



災害時協力協定申し合わせ

平成25年7月17日合意

1 目的

旭川市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）は、災害時協力協定（以下「協定」という。）の規定に基づき行う事項について、次のとおり申し合わせる。

2 情報の提供

- (1) 乙は、甲に対し協定第3条の規定に基づく応急対策活動を行うため必要な情報を求めることができる。
- (2) 甲は、情報の提供を求められた場合、可能な限り提供するものとする。なお、個人情報の取扱いに関しては、旭川市個人情報保護条例に基づくものとする。
- (3) 甲は、提供された情報の管理に慎重を期すこと。

3 協力の要請

協定第4条の規定に基づく文書による協力の要請は、「災害時応急対策活動要請書」（別記様式第1号）により行うものとする。

4 協力の報告

協定第5条の規定に基づく文書による協力の報告は、「災害時応急対策活動報告書」（別記様式第2号）により行うものとする。

5 費用の請求及び支払い

- (1) 乙は、協定第6条に基づく資材等の材料費を請求する場合、使用した資材、量、単価等の詳細を明示した請求書をもって相手方に通知し確認を受けた後、請求するものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

6 連絡責任者

甲及び乙は、協力の要請等を円滑に行うため、それぞれの連絡体制を定め、「連絡体制通知書」（別記様式3号）により相互に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。